

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

申込 問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 / 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間（480月）保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

●国民年金の任意加入制度を利用すると…

1. 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない方
…60歳から65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額の年金に近づけることができます。
2. 65歳になっても受給資格期間が10年（120月）に満たない方
…70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入し保険料を納めることにより受給権を確保することができます。（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）
3. 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方
…海外に居住する方も国民年金に任意加入することができます。任意加入をしない場合、海外在住期間は合算対象期間として老齢基礎年金などの受給資格期間に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

※任意加入は、申し出た日からの加入となりますので、さかのぼっての加入はできません。厚生年金・共済組合に加入中の方も加入はできません。

※60歳以上の任意加入について、保険料の納付方法は口座振替が原則です。加入手続きには年金手帳、通帳、届出印を持参のうえ、岡谷年金事務所または国保年金係までお申し込みください。

「気を付けて」一言発する その勇氣

ひと こと はっ

問 富士見消防署 ☎61-0119 FAX 62-5640

お盆は御先祖様が眠るお墓を訪れ、先祖の霊を供養する日本人の大切な行事です。

お仏壇やお墓参りであげる線香やろうそくの使用に伴い、ライターなどの着火器具を用いることも多くなります。

毎年、諏訪地域でもお墓参りの際、火の着いた新聞紙が風に飛ばされてしまったり、線香の火が周りの草木に燃え移ったりといった原因で火災が発生しています。

また、室内から火災が発生する場合もあり、お仏壇に置いてある火の着いたろうそくが倒れたために、付近の物に火が燃え移り、火災に発展して家屋が全焼した事例もありました。

お盆の時期は親族一同で集まることがあると思います。高齢の方や小さな子どもがいる場所で、火災という大きな災害を発生させないように努力しましょう。また、以下の注意点を守り、平穏なお盆の期間を楽しく過ごしましょう。

●お仏壇・お墓参りの火の用心

- ・盆灯籠や盆提灯などは倒れないように固定しましょう。
- ・お仏壇のろうそくに火を着けるとき、お墓に線香を供えるときは必ず水を用意しましょう。また、火の使用時間を最小限にし、火が消えるまでその場を離れないようにしましょう。
- ・ろうそくや線香から供物や供花を離しましょう。
- ・お仏壇に模型のろうそくを置くことも考えましょう。

